

横浜市立四季の森小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 14 日策定（平成 30 年 2 月 20 日改定）

（令和 5 年 4 月 21 日改定）

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

・ いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

・ いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

いじめや暴力の根絶は地域・保護者・学校の共通した願いであり、「いじめを見逃さない」「いじめ・暴力は決してしてはいけないこと」という意識を啓発しながら3者が連携して子どもを育ててゆく。

・ いじめ防止に向けた方針

子どものいじめを防止するために、地域・保護者・学校が協力していじめの起きない風土づくりに努める。そのために、学校以外の地域・保護者とも協力して、見守る体制を確立する

【学校として】

○いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップの下、組織的に取り組み、保護者や地域に発信し、連携・協力を図る。（以下、「**3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処**」記載）

【保護者へのお願い】

○どの子どもも、いじめを行う側にもいじめを受ける側にもなり得ることを意識し、いじめに加担しないよう指導する。また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、学校の教職員や保護者等周囲の大人に相談するよう子どもに声をかける。

○子どものいじめを防止するために、学校や地域の人々など子どもを見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完し合う。

○学校と保護者は児童の成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、いじめを発見し、またはいじめの疑いがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関、その他の相談窓口等に連絡する。

【地域に依頼すること】

○地域の子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努めるよう、地域に協力を依頼する。

○子どもの成長、生活に関心を持ち、いじめの兆候が感じられるときは、関係する保護者、学校、関係機関等に積極的に情報を提供していただけるよう依頼する。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

・委員会の構成員

本校の生活部会を「学校いじめ防止対策委員会」と位置付けることとする。

構成員は、生活部職員に加え、学校長、副校長、必要に応じて学級担任等の関係職員とする。

・委員会の運営

「学校いじめ防止対策委員会」を毎月定例の生活部会の折に開催する。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに本委員会を開催する。

校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、それぞれの事案の進捗の管理を行う。

・委員会の活動内容

●未然防止

・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

●早期発見・事案対処

・いじめの相談・通報の窓口を設置する。

・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。

・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。

・いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

●取組の検証

・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。

- ・学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う（PDCA サイクルの実行を含む。）。

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

① いじめの未然防止

- ・児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できるような授業づくりや集団作りを行う。
- ・児童自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることのできるよう支援する。（7月）
- ・人権教育や道徳教育の年間計画等に、年間を通じたいじめへの対応に係る教員の資質向上のための取組や子どもへの指導計画等を立てる。（12月）
- ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を日々の授業や学校行事の場面で活用するなど、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。（7月、2月）

② いじめの早期発見

- ・日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・いじめ一斉解決キャンペーン、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。（5月、12月）
- ・児童からいじめの相談があったときは、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底し、全職員で情報を共有する。

③ いじめに対する措置

- ・いじめの疑いがあった段階で、直ちに全て学校いじめ防止対策委員会に報告・相談し、情報共有と組織的な対応、支援・指導につなげる。
- ・学校いじめ防止対策委員会において情報共有を行った後は、管理職のリーダーシップの下、事実関係の確認や、ケースカンファレンスを行い、組織的に対応方針を決定する。
- ・いじめを受けた児童を徹底して守り通すことが必要であり、合わせて、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童の状態に合わせた継続的なケアを行う。
- ・いじめを行った児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨とする教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。
- ・「いじめ」が犯罪行為等に当たると認められる場合や、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、関係機関と連携して対応していく。

・学校の定めた方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。

④ いじめの解消

教育的観点からいじめを受けた児童・いじめを行った児童の経過を追い、再発等の防止を図る。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも①いじめに係る行為が少なくとも3カ月止んでいること②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことの2つの要件が満たされている必要がある。

日々再発防止に向け、当該いじめを受けた児童及びいじめを行った児童については、日常的に注意深く観察を続ける。

⑤ 教職員等への研修

「YP アセスメントシート活用研修」「子どもの社会的スキル横浜プログラム活用研修」等、児童の心理や、行為・行動の背後にある子ども同士の間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修を実施する。

⑥ 学校運営協議会等の活用

「学校運営協議会」や「上白根北中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、連携・協働して解決する仕組みづくりを推進する。

⑦ 年間スケジュール

月	内容
4月	年間計画と重点指導内容等の確認 児童理解研修（いじめの定義）・児童引継ぎ
5月	子どもの社会的スキル横浜プログラム アセスメントシート①（連休明け） 「いじめ早期発見のための生活アンケート」実施（記名式アンケート・教育相談）
6月	
7月	小中ブロックよこはま子ども会議（児童が過ごしやすい学校について話し合う）
8月	よこはま子ども会議 区交流会
9月	
10月	子どもの社会的スキル横浜プログラム アセスメントシート②（運動会后）
11月	
12月	いじめ解決一斉キャンペーン 学校生活アンケート②
1月	
2月	子どもの社会的スキル横浜プログラム アセスメントシート③（スマイルランド後）
3月	新年度への引継ぎ

4 重大事態への対処

・重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

・発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。